

## 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画について

### 1 戸田市環境基本計画について

#### (1) 戸田市環境基本条例及び環境基本計画の経緯

戸田市では、2000（平成12）年3月に環境の保全及び創造に関する基本理念と市・事業者・市民・来訪者の責務を示した「戸田市環境基本条例」を制定しました。

##### 環境の保全及び創造に関する基本理念

- 環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受
- 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進
- 各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進

2002（平成14）年3月に、同条例第9条に基づき「戸田市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創出に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱並びに環境への配慮の指針を定めて、環境に関する取組を総合的・計画的に推進していくことにしました。

2007（平成19）年3月に計画の一部改訂を行い、2013（平成25）年3月には現行の「改訂版 戸田市環境基本計画」を策定しました。

#### (2) 現行の戸田市環境基本計画の基本的事項

現行の戸田市環境基本計画の基本的事項は次の通りです。

目的と位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や事業者との協働のもとで環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。</li> <li>● 「戸田市第4次総合振興計画」と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。</li> </ul>
期間	2013（平成25）年度から2020（令和2）年度
取組の基本姿勢	環境を考える2つの視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然の生態循環の視点</li> <li>○共有財産としての環境の視点</li> </ul> 戸田の取組3原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇正しい情報を伝えていこう</li> <li>◇できるところから取り組もう</li> <li>◇環境にいいことが得になるような仕組みにしよう</li> </ul>

### (3) 現行の戸田市環境基本計画の方向性

現行の戸田市環境基本計画では、4つの基本目標のもとに、望ましい環境像を示しています。

望ましい環境像とは、戸田市環境基本計画によって実現を図ろうとする将来の環境の姿であり、計画期間よりも長期的な視野に立った目指すべき姿です。物理的な「まち」の姿だけでなく、「まち」や「ひと」のあり方を表す姿によって示されます。また、取組の体系は、11の望ましい環境像を柱として構成されています。

#### 基本目標1 水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる

---

望ましい環境像	1 きれいな川、水辺の自然がよみがえるまち
	2 みんなでつくる緑豊かで快適なまち
	3 みんなでつくるきれいなまち

---

#### 基本目標2 環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる

---

望ましい環境像	4 ごみを減らし、リサイクルの輪をつなぐまち
	5 安全・安心、健康に暮らせるまち
	6 健全な水循環を図り、浸水からも安全なまち

---

#### 基本目標3 低炭素型で地球温暖化防止に貢献するまちをつくる

---

望ましい環境像	7 省エネルギーと再生可能エネルギー利用を実践するまち
	8 車を過度に利用しないまち

---

#### 基本目標4 環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる

---

望ましい環境像	9 環境情報の相互発信を図るまち
	10 体験を通じてともに環境を学ぶまち
	11 実践とパートナーシップのまち

---

### (4) エコ・プロジェクト

エコ・プロジェクトとは、協働による環境保全活動を推進する取組です。現行の計画では次の5つのエコ・プロジェクトを推進しています。

- 1 みんなで川と水辺づくりプロジェクト
- 2 緑の環境保全機能を活かしたまちづくりプロジェクト
- 3 生ごみリサイクルの輪を拓げるプロジェクト
- 4 低炭素まちづくりプロジェクト
- 5 環境学習と協働の取組による環境づくりプロジェクト

## 2 戸田市地球温暖化対策実行計画について

### (1) 戸田市地球温暖化対策実行計画の経緯

戸田市では、2009（平成 21）年 12 月に、市域全体における温室効果ガス排出量を削減し持続可能な社会を実現することを目的とする「戸田市地球温暖化対策条例」を制定し、2011（平成 23）年 3 月に同条例第 7 条に基づき「戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制については、地球温暖化対策の推進に関する法律及び戸田市環境基本条例に基づき「戸田市環境保全率先実行計画」を策定した後、何度かの改訂を経て、2013（平成 25）年 3 月に「戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

2015（平成 27）年に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、国は新たな目標や方針を定めました。このことを踏まえ、市でも温室効果ガス排出抑制に向けて一層の取組を進めるため、2016（平成 28）年 3 月に計画の改訂を行い、現行の「戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）」を策定しました。この計画改訂では、市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とする区域施策編と市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を目的とする事務事業編とを統合しています。

## (2) 戸田市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

現行の戸田市地球温暖化対策実行計画の基本的事項は次の通りです。

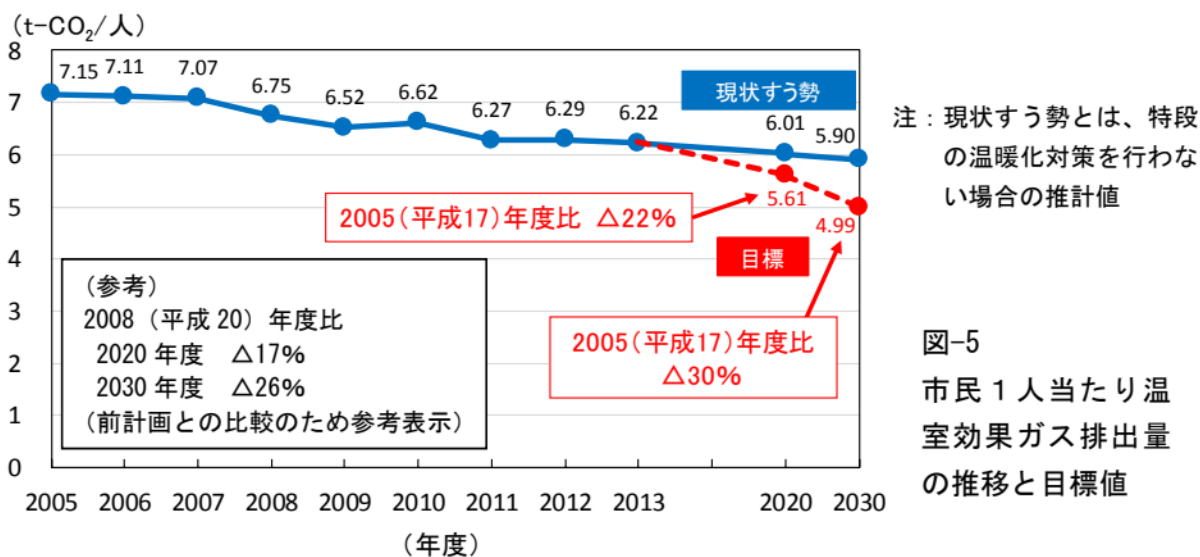
目的と位置づけ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 戸田市地球温暖化対策条例の理念の下、地球環境への負荷を減らすために、2020（平成 32）年度までに市域全体で進めていく温暖化対策の方向性を示すものです。</li><li>● 戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。</li><li>● 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という）に定められる地方公共団体実行計画であり、次の区域施策編と事務事業編を含むものとなっています。 区域施策編：温対法第 19 条第 2 項に基づき、戸田市全域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画 事務事業編：温対法第 21 条に基づき、戸田市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画</li><li>● 「戸田市第 4 次総合振興計画」及び「戸田市環境基本計画」を上位計画とし、他の関連する個別分野計画とも整合した計画です。</li></ul>
期間	2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 区域施策編は、戸田市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関するすべての事項を対象とし、産業・業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門に区分して計画するものとします。</li><li>◇ 事務事業編は、原則として、市が行うすべての事務及び事業を対象とします。計画の対象となる組織・施設は、市職員が直接行う事務及び事業を所掌するすべての組織及び施設のみならず、外部への委託及び指定管理者制度等により管理している施設を含めます。</li><li>◇ 対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で規定する 7 種の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類 4 種）とします。</li></ul>

### (3) 戸田市地球温暖化対策実行計画の目標と方向性

現行の戸田市地球温暖化対策実行計画の目標と方向性は次の通りです。

#### ●市域の温室効果ガスの削減目標

目標種別	目標年	削減目標
短期目標	2020（平成 32）年度	市民 1 人当たり温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比 22%削減
中期目標	2030（平成 42）年度	市民 1 人当たり温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比 30%削減
長期目標	2050（平成 62）年	現状レベルより 60～80%削減



#### ●部門（分野）別対策

家庭部門	低炭素ライフスタイルの定着 家庭におけるエネルギーの「見える化」の推進 省エネ家電や自然エネルギー利用機器の普及 省エネ住宅の普及 フードマイレージの活用
産業・業務部門	大規模事業者向けの対策 中小事業者向けの対策 業務ビルの省エネ化 環境関連ビジネスの振興 埼玉県の目標設定型排出量取引制度の普及

運輸部門	エコドライブの普及 次世代自動車の普及 自家用車から公共交通や自転車への利用転換の促進 エコ通勤の普及 運輸・物流の低炭素化に向けたしくみづくり
廃棄物部門	ごみ減量・リサイクルの推進
二酸化炭素以外の温室効果ガス	メタン、一酸化二窒素、代替フロン類の削減対策

●部門横断的対策

二酸化炭素吸収源対策	身近なみどりの保全・創出
戸田産エネルギーの活用	太陽エネルギー利用の促進 その他エネルギーの有効利用の検討
人・組織・基盤づくり	環境活動団体ネットワークの強化 環境学習の推進

●地球温暖化への適応策

地球温暖化への適応策	健康分野の対策 防災分野の対策 水利用分野の対策
------------	--------------------------------

## ●重点プロジェクト

エコスタイルプロジェクト (家庭部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エコライフ DAY の拡大</li> <li>◆ 環境イベントの継続・拡大</li> </ul>
家庭や事業所の低炭素化プロジェクト (家庭部門、産業・業務部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭向け省エネ診断の普及</li> <li>◆ 見える化メーターの普及</li> <li>◆ 高効率給湯器の導入支援</li> <li>◆ 太陽光・熱システムの導入支援</li> <li>◆ 省エネ家電・LED 照明の情報提供・買い替え促進</li> <li>◆ エコリフォームの普及</li> <li>◆ 省エネ住宅の新築や改修への支援</li> <li>◆ 建築物環境配慮制度の運用</li> <li>◆ 中小事業者向けの省エネ診断</li> <li>◆ 環境マネジメントシステムの普及</li> <li>◆ 省エネ設備・機器導入支援</li> <li>◆ 公共施設への省エネ・再生可能エネルギー機器等の率先導入</li> </ul>
自動車に依存しないまちづくりプロジェクト (運輸部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ コミュニティバス「toco」の利用促進</li> <li>◆ 自転車利用の普及促進</li> <li>◆ 事業者に対するエコ通勤に関する自主的取組の働きかけ</li> <li>◆ ノーカーダーの実施</li> </ul>
とだの緑化プロジェクト (二酸化炭素吸収源対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緑のネットワーク形成</li> <li>◆ 緑のカーテンの普及</li> <li>◆ 既存の緑化補助金制度の充実</li> </ul>
市民ネットワークプロジェクト (人・組織・基盤づくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境活動団体ネットワークの強化</li> <li>◆ 環境学習の推進</li> </ul>

## ●市の事務事業による温室効果ガスの削減

市の事務事業による温室効果ガス排出量(市民1人当たり)を2014(平成26)年度比で、2020(平成32)年度までに6.0%削減する。

計画の実施にあたっては、施設改修の際に省エネ設備を積極的に導入することで大幅な温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、改修予定がない施設についてもこれまでと同様、積極的な省エネの取組を実施する。

温室効果ガス等の削減目標（事務事業編）

項目	2014(平成 26)年度 実績値	2020(平成 32)年度 目標値	2014(平成 26)年度比
温室効果ガス排出量 (市民 1 人当たり)	68.7 kg-CO <sub>2</sub> /人	64.5 kg-CO <sub>2</sub> /人	-6.0%
エネルギー使用量 (市民 1 人当たり)	0.0445 k L/人	0.0419 k L/人	-6.0%

(※) 温室効果ガス以外の指標に関する目標（水道使用量及び用紙印刷量）については、2014（平成 26）年度実績値以下とする。

### 3 主な関連計画について

#### (1) 戸田市総合振興計画

総合振興計画は、市のまちづくりを進める上の指針となるもので、市の最上位計画であり、市民と行政が、共に目指す将来都市像を描き、その実現に向けた明確な目標や方策を定めたものです。

2011（平成 23）年度から「戸田市第 4 次総合振興計画」がスタートし、2016（平成 28）年度から 2022（令和 2）年度がその後期基本計画の期間となっています。

戸田市環境基本計画と同時期に次期計画の策定を実施していることから、策定の進捗について情報収集を行い、調整を図る必要があります。

#### (2) 戸田市ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の区域内から発生する一般廃棄物（ごみ）の処理・処分に関し、基本的な方向を長期的な視点に立って策定する計画です。現行の計画は、2013(平成 2)年度から 2027(令和 9)年度までの 15 年間の計画です。

ごみの減量・資源化は循環型社会の構築を目指す環境基本計画の施策の柱の一つで、一般廃棄物に関する事項を包含しているため、整合、連携を図る必要があります。

#### (3) 戸田市緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、市の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標と施策を明らかにする計画



で、本市の水と緑のネットワークづくりに向けたものです。現行の計画は、2012(平成 24)年度から 2030(令和 12)年度までの 19 年間の計画です。

本市の緑や緑地空間は、快適な生活環境の確保や緑地の多面的機能、生物多様性の保全にも重要な役割を果たしているため、整合、連携を図る必要があります。

#### (4) 戸田市都市マスタープラン

都市マスタープランは、都市計画法に基づき、市の都市計画の基本的な方針を定める計画で、現行の計画は、2019(平成 31)1月に策定し、概ね 20 年後の 2035 年(令和 17 年)を目標年次とした計画です。

また、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含みます。これは、少子高齢化や人口減少に対応した持続可能な利便性の高い都市構造の構築を目的として、居住機能や都市機能の維持・誘導、公共交通の充実等を位置づけたものです。

都市づくりと環境保全は深く関連していることから、整合、連携を図る必要があります。

#### (5) 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

戸田市環境基本計画は、戸田市環境基本条例に基づき策定するもので、戸田市総合振興計画を上位計画とします。また、戸田市地球温暖化対策実行計画の上位計画となります。

戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

